

令和8年度

かしま保育園 重要事項説明書

社会福祉法人 伊勢崎かしま会

かしま保育園

理事長 木暮 俊明

〒372-0015

伊勢崎市鹿島町962-1

TEL 0270-26-0243

かしま保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人 伊勢崎かしま会
所 在 地	群馬県伊勢崎市鹿島町962-1
電 話 番 号	0270-26-0243
代 表 者 職 氏 名	木暮 俊明

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育園
施 設 の 名 称	かしま保育園
施 設 の 所 在 地	群馬県伊勢崎市鹿島町962-1
電 話 番 号	0270-26-0243
施 設 長	木暮 悦子
受 入 年 齢	生後2ヶ月児から小学校就学前まで
利 用 定 数	2号定員48人、3号定員42人
開 設 年 月 日	昭和46年4月

3 施設の目的及び運営の方針

かしま保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷 地 面 積	913㎡
園 舎 の 構 造 ・ 規 模	鉄骨 2階づくり
園 舎 面 積	445.74㎡
園 庭 面 積	400㎡

(2) 主な設備

設 備	部屋数	面積	備考
乳 児 室	1 室	4 8 . 8 0 m ²	
ほ ぶ く 室	1 室	4 9 . 0 0 m ²	
保 育 室	5 室	2 0 0 . 0 0 m ²	
遊 戯 室 (ホール)	1 室	1 5 2 . 6 1 m ²	
調 理 室	1 室	2 9 . 0 5 m ²	
事 務 室	1 室	3 8 . 5 0 m ²	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員 数	職 務 内 容
園長(看護師)	1 人	園務の統括、健康管理業務
副園長	1 人	園務の統括補佐
主任保育士	1 人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士	16人以上	保育業務
栄養士	1 人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	2 人	給食調理
事務員	1 人	事務

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。
日曜日及び祝祭日は休日保育事業日として保育を提供しています。
ただし、年末年始（12月30日から1月3日まで）は休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

月曜日から金曜日は、7時00分から18時00分の範囲内で、保育を必要とする時間とします。ただし、土曜日は、7時00分から18時00分までの保育です。実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、18時01分以降の時間帯で、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で、延長保育を提供します（延長保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び捕食代が必要となります）。 ※別表2・別表3をご参照ください。

一時預かり保育事業の利用は、登録制で行います。利用時間は8時30分から17時00分までの範囲内で保育を必要とする時間とします。

休日保育事業の利用は、登録制で行います。利用時間は、8時00分から17時30分までの範囲内で保育を必要とする時間とします。

(2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

月曜日から土曜日の8時00分から16時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯で、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、月曜日から金曜日は7時00分から19時00分までの範囲内で、早朝保育もしくは居残り保育、延長保育を提供しますが、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、登録申請書・勤務証明書の提出により、当園と協議のうえ個別に決定します。

土曜日は7時00分から18時00分までの範囲内で、早朝保育もしくは居残り保育を提供します。

(早朝保育、居残り保育、延長保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び捕食代が必要となります)。

※別表2・別表3をご参照ください。

休日保育事業の利用は、登録制で行います。利用時間は、8時00分から16時00分までの範囲内で保育を必要とする時間とします。

8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 3歳以上児への主食の提供

3歳以上児に対しても、別途主食代を受領し、主食の提供を行います。

(3) 一時預かり保育事業実施

保護者が通常の認可保育園の入所基準に満たない就労で、家庭での保育が困難な時や妊娠、出産、傷病、事故、介護、災害等により、緊急・一時的にご家庭で保育が困難な時。また、冠婚葬祭、育児の合間に自分の時間を持ち、リフレッシュしたい時などに保育を提供します。

保育提供は、月曜日から金曜日の8時30分から17時00分までの範囲内で利用時間によって、利用料金が発生します。

実際に保育の提供を行う時間は、各世帯の保護者の事情によって保育時間内で1日利用・4時間以内利用の予約制で保育の提供を行います。

定員は、1日3名までの利用となります。

(4) 休日保育事業実施

両親が就労により日曜日・祝祭日に家庭保育が困難な子どもを預かります。

保育時間は、8時00分から17時30分までの範囲内で、保育の提供を行います。実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、申請書・勤務証明書の提出により、当園と協議のうえ個別に決定し、予約制で提供を行います。

定員は、保育士2名定数未満の利用人数とします。

(5) 子育て支援センター事業の実施

地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスの提供を行うことによって、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

- (1) 当園から特定教育・保育を受けた支給認定子どもの保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。
- (2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等
 (1)に掲げる利用者負担額のほか、別表1に掲げる費用を御負担いただきます。
 お支払い方法は、別途お知らせします。

10 利用の開始及び終了に関する事項

- (1) 当園の利用は、市町村の利用調整によって、特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。なお、定員を超える場合も同様とします。
- (2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	医療法人 星野小児科医院
医師名	星野 正也
所在地	群馬県伊勢崎市下植木町980-66
電話番号	0270-24-2858

(2) 歯科

医療機関の名称	
歯科医師名	未定
所在地	
電話番号	

12 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び当該市町村に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名 : 医療法人石井会 石井病院 所在地 : 群馬県伊勢崎市波志江町1152 電話番号 : 0270-21-3111
受診医療機関②	医療機関名 : 伊勢崎市民病院 所在地 : 群馬県伊勢崎市連取本町12-1 電話番号 : 0270-25-5022

その他症状により、他の医療機関に受診する場合があります。

13 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします
避難・備蓄用品	・避難用リュック ・ミネラルウォーター ・備蓄米・食糧 ・懐中電灯
緊急時の伝言方法	災害時の対処法は年度始に毎年お知らせします その他、掲示板にてお知らせ
避難場所	かしま保育園農園

14 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 副園長 木暮 健司 ・苦情解決責任者 園長 木暮 悦子 <p>苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお話ししてください。また、御意見箱も御利用ください。</p>	
第三者委員	矢島 彰	電話番号 0270-26-0424
		役職・伊勢崎かしま会 監事
第三者委員	鴨田 公孝	電話番号 0270-25-5530
		役職・伊勢崎かしま会 監事

16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センターの児童災害共済
保険の内容	<p>医療費 医療保険並の療養に要する費用の額4/10（そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額</p> <p>障害見舞金 4,000万円～88万円</p> <p>死亡見舞金 3,000万円～1,500万円</p>
保険の種類	群馬県保育所等入所児死亡共済制度
保険の内容	<p>対人1事故 (1,000万円)</p> <p>対物1事故 (なし)</p>

17 個人情報の保護について

(1) 当園が行う写真及び動画の撮影について

当園では写真・ビデオ等の映像記録を保育に役立つ記録としてとらえ、必要に応じて撮影を行います。

記録を望まない方は入園時に、園にお話ししていただくことで、関係する部分の消去を行い、掲示や配布も控えさせていただきます。

当園のパンフレット、広報誌、ホームページなど第三者の目に触れる写真等については、本人を特定できない解像度で掲載するか、または保護者の同意を取ることとします。園内の活動をお知らせする園内掲示物等に使用する写真等については除きます。

写真、ビデオ等の記録を業者に委託する場合は、業者が当園の個人情報保護方針の趣旨を理解・承諾した上で委託を行います。

また、撮影した写真を業者委託で販売する場合についても同様に行います。

(2) ICTシステムへの情報登録について

当園では、保護者の皆様との連絡の利便性向上及び園務の効率化を図るため、外部事業者が運営するICTシステム（業務支援システム）を導入しています。

ICTシステムは「保護者連絡・登降園管理・子どもの保育記録管理・健康管理・請求管理・写真販売等」の業務に使用します。

ICTシステムを用いた上記業務に関する機能を利用するためのシステム運営事業者へ個人情報登録を行います。

システム運営事業者の選定にあたっては、十分なセキュリティ水準を満たしている事業者を選定しています。

(3) 当園敷地内での録音及び録画の禁止について

当園では、子ども及び職員の個人情報やプライバシーを保護するため、通常保育時の施設及び敷地内で写真・動画撮影及び録音（カメラ・スマートフォン・ボイスレコーダー等）を禁止させていただきます。

写真・動画撮影及び録音が必要な場合、事前申請にて目的が適切と認められた場合のみ、撮影・録音を許可します。

公開する行事（運動会・生活発表会等）の保護者等が記録する写真、ビデオ等については撮影可能ですが、当園の個人情報保護方針の趣旨をご理解いただくとともにむやみに第三者への提供（SNS動画サイト、ブログへの投稿等）を行わないようにしてください。

ご家族ではない方が映っている映像を、本人の同意を得ずに第三者に公開することはできません。

18 その他利用にあたっての留意事項

禁 止 事 項	1. 当園では、敷地内全ての場所において禁煙です。 2. 当園内において、他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
---------	--

別表1 その他保育等の提供に要する実費徴収額等

受領する費用の種類	支払いを求める理由	金額
延長等保育料	延長等保育に要する費用の一部をご負担いただくもの	○保育標準時間認定を受けた園児の場合 延長保育 18:01～19:00 300円/日 (月額4,500円) ○保育短時間認定を受けた園児の場合 早朝保育 7:00～8:00 100円/日 居残り保育 16:01～18:00 100円/日 延長保育 18:01～19:00 300円/日 (月額4,500円)
補食代	延長保育時に提供する補食代を実費でご負担いただくもの	補食1食 50円
主食代	3歳以上の園児に提供する主食代を実費でご負担いただくもの	月額 600円
副食代	3歳以上の園児に提供する副食代を実費でご負担いただくもの	月額 4,800円
保護者会費 園児服 体育着代 遠足費 行事参加費 教材費	入園時や保育に必要な時、実費でご負担いただくもの ※年度途中でも価格変更が生じた時は、その品物の実費でご負担いただきます。	月額 500円 90cmから130cm 5,150円 上下セット 3,500円 (上 1,850円・下 1,650円) 実費分 実費分 実費分

別表2 当園が提供する保育時間

7:00	8:00	16:00	18:00	19:00
早朝保育	保育短時間 (8時間)		居残り保育	延長保育
保育標準時間 (11時間)				延長保育
開園時間				

開園時間は、7:00～19:00の12時間で、19:00以降の対応はありません

別表3 登録申請書・勤務証明書の提出について

保育時間	短時間認定者	標準時間認定者
早朝保育 7:00～8:00	要	不要
通常保育 8:01～16:00	不要	不要
居残り保育 16:01～18:00	要	不要
延長保育 18:01～19:00	要	要

同意書

令和 年 月 日

保育園名 : かしま保育園
説明者職氏名 : 園長 木暮 悦子

私は、本書面にに基づき、重要事項の内容のとおり、かしま保育園の特定教育・保育の提供の開始について、同意しました。

令和 年 月 日

住 所 :

児童氏名 :

保護者氏名 : 印

児童から見た続柄 :

個人情報取扱いに関する同意書

特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 1 小学校との円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり、入学する予定の小学校との間で情報共有を行う場合。
- 2 児童の特性について共通理解を持ち適切な発達支援を行うため、市役所（こども発達支援センター）や発達相談室等との間で情報共有を行う場合。
- 3 園内での負傷や急病により、緊急に医療機関等へ搬送・受診させる場合及び嘱託医による健康診断等の場合。
- 4 市役所・児童相談所・警察・裁判所等の公的機関から、法令に基づく照会、調査協力、報告等を求められた場合。
- 5 当園で撮影された写真・動画を以下の場面で使用する場合。
園内掲示、えんだより、卒園アルバム、ホームページ、パンフレット、行事の写真販売、ICTシステムでの使用 等
撮影及び使用を望まない方は申し出ていただければ個別に対応させていただきます。

かしま保育園 園長 木暮 悦子 様

令和 年 月 日

住 所 :

児童氏名 :

保護者氏名 :

印

児童から見た続柄 :